

(令和6年度～令和8年度)

第 7 期

滝上町障がい福祉計画



基本目標

- ◇ 希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会づくり
- ◇ 障がい者本人が希望する暮らしの実現

滝 上 町

目 次

第1	計画の基本的事項	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画目的と基本理念	1
3	計画の位置づけと法的根拠	2
4	計画策定体制と経緯等	3
5	計画の推進管理	4
第2	障がい者及びサービス提供体制の現状	
1	障がい者（児）の現状	5
2	サービス提供体制の現状	8
3	障がい者等の生活課題	11
第3	令和8年度の国の基本指針に沿った成果目標	
1	成果目標の内容	17
2	成果目標の設定	18
第4	サービス量の見込量と確保のための方策	
1	サービス量の基本的な考え方	21
2	介護給付・訓練等給付見込量	21
3	相談支援見込量	24
4	障がい児への支援見込量	24
5	地域生活支援事業の見込量	25
第5	計画推進のに基づく本町の推進施策	
1	令和8年度に向けた基本目標	28
2	基本目標達成のための具体的な推進施策	28

第1 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本町では、滝上町総合計画〔計画期間：令和元年～令和10年度〕に基づき、地域生活の支援体制の充実など、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」の実現を目指し、各般の障がい者施策の推進に取り組んでいます。

「第7期滝上町障がい福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児支援」等の各種サービスが計画的に確保されるよう、令和6年度から令和8年度までの3年間の障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2 計画の目的と基本理念

（1）計画の目的

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むためには、制度の趣旨を常に念頭におき各関係機関と連携を図りながら、必要な支援が受けられるようサービス基盤の整備をしていく必要があります。

この計画は、こうした視点に立ち、障がい者を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現や、本人の意欲や能力に応じ

た地域活動が保障される社会づくりを推進することを目的としています。

(2) 計画の基本理念

障害者総合支援法の基本理念に基づくとともに、滝上町総合計画において掲げている「障がい者が自立し安心して生きがいのある生活ができている」という目指すべき将来像を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

基本理念

「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる参加型社会の実現」

3 計画の位置づけと法的根拠

(1) 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として滝上町が作成するものです。また、北海道の策定する「北海道障がい者基本計画」をはじめとする他の計画等との整合性を図り策定します。

(2) 計画の期間

この計画は、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間（第7期計画）とします。

(3) 計画の法的根拠

この計画は、次の法令等を根拠、参考として作成しています。

① 障害者総合支援法（第88条第1項）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保

その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

② 児童福祉法（第 33 条の 20 第 1 項）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

③ 児童福祉法（第 33 条の 20 第 6 項）

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

④ 障害福祉計画関連の告示・通達

- ・「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」〔令和 5 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号：令和 5 年 5 月 19 日改正〕
- ・「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」〔平成 21 年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知障企自第 0108001 号〕

4 計画策定体制と経緯等

この計画の策定にあたっては、国及び北海道の基本方針を踏まえるとともに、今年度実施した調査・検討に基づき滝上町保健福祉課において素案を作成し、滝上町地域自立支援協議会に示した上で審議及び意見を求め、策定しました。

滝上町自立支援協議会の委員は、障がい福祉関係機関や障害者家族会等の関係団体並びに障害者等の福祉・医療・教育・雇用についての職務従事者等で構成されており、様々な見地からご意見を反映できるよう努めました。

5 計画の推進管理

計画策定後においては、計画に則した施策の展開が円滑に行われるよう、計画の進行を管理する部門を明確するとともに、事後の検証を行える体制を整える必要があります。

本計画の進捗管理は保健福祉課が中心となっており、計画の進捗状況やその評価について滝上町地域自立支援協議会に報告し、その結果として必要な場合は計画の見直しを行うこととします。

第2 障がい者及びサービス提供体制の現状

1 障がい者（児）の現状

（1）身体障がい

北海道における身体障害者手帳交付者数は 290,155 人（令和 4 年 3 月 31 日現在）となっています。また、滝上町に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている方は 231 人（令和 5 年 3 月 31 日現在）となっており、すべて 18 歳以上の方となっています。

（2）知的障がい

北海道における療育手帳の交付者数は 68,501 人（令和 4 年 3 月 31 日現在）となっています。また、滝上町に住所を有し、療育手帳の交付を受けている方は 23 人（令和 5 年 3 月 31 日現在）となっており、なかでも 18 歳以上が 18 人と手帳交付者全体の 78.26%を占めています。

（3）精神障がい

精神障害者福祉手帳交付者数は、52,250 人（令和 4 年 3 月 31 日現在）となっています。また、滝上町に住所を有し、精神保健福祉手帳の交付を受けている方は 10 人（令和 5 年 3 月 31 日現在）、自立支援医療受給者は 20 人（令和 5 年 3 月 31 日現在）となっています。

（4）発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、障害者総合支援法では精神障害者に含まれるものとして規定されています。

発達障がいとは、一見ただけでは障がいと分かりにくく、障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合があり、年齢や環境により症状が違ってくるため、診断が難しく、発達障がい者の正確な人数は把握できていないのが現状です。

(5) 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。

平成23年8月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令に定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるもの）と明記されており、難病等である人も障がい福祉サービスを利用することができます。

また、対象となる疾病は、366疾病（令和3年11月現在）となっています。

(6) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなど）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。

また、手帳の有無に関わらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。高次脳機能障がい、身体障がいが見られず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」と呼ばれ、障がいに関する住民の理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がい者の正確な人数を把握できていないのが現状です。

(7) 医療的ケア児

医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいい、日常生活及び社会生活を営むために恒常的ケアを受けることが不可欠である児童のことを「医療的ケア児」といいます。

全国の医療的ケア児は、推計約2万人（令和元年度現在）、道内では約700人（令和4年度現在）で、年々増加傾向にあります。

令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、国及び都道府県が医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務が示されました。

(8) 難聴児

難聴とは、音が耳に入ってから脳に伝わるまでのどこかの段階で障がいが起こり、音が聞こえにくい状態をいいます。

先天性難聴児は出生数1,000人当たり1～2人とされています。

令和4年2月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」において「難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、言語・コミュニケーション手段の発達・獲得を円滑にし、難聴児の今後の社会生活をより豊かにすることにつながると考えられるため、早期に発見し、療育及び教育につなげることが重要である。」と明記されました。

2 サービス提供体制の現状

(1) 障がい福祉サービスの支給利用状況（令和5年3月時点）

滝上町における障害福祉サービス利用者は41人となっており、うち入所施設利用者が16人となっています。

サービスの提供状況（令和5年（2023年）3月分）

【介護給付・訓練等給付】

区分	サービス種別	単位	計画値	計画対 実績比率
			実績値	
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援 護・行動援護・重度障害者等包括支 援	時間	20	65%
			13	
その他	短期入所	人日	84	64%
			54	
居住系	共同生活援助	人	13	92%
			12	
	施設入所支援	人	16	100%
			16	
日中 活動系	療養介護	人	3	100%
			3	
	生活介護	人日	529	95%
501				

	就労移行支援	人日	23	0%
			0	
	就労継続支援（A型）	人日	23	91%
			21	
	就労継続支援（B型）	人日	120	93%
			112	

サービス種別	単位	計画値	計画対 実績比率
		実績値	
計画相談支援	人	23	178%
		41	

【障がい児への支援】

サービス種別	単位	計画値	計画対 実績比率
		実績値	
児童発達支援	人日	10	60%
		6	
放課後等デイサービス	人日	15	20%
		3	

サービス種別	単位	計画値	計画対 実績比率
		実績値	
障害児相談支援	人	5	180%
		9	

(2) 地域生活移行状況

現在、施設に入所している方は、高齢化や障害の重度化が進んだ人が多く、家族の高齢化などの家庭の事情により、地域生活への移行が困難な方の割合が高くなっています。今後も、障がい者の希望する地域生活を実現するために、地域生活への移行を支援する体制づくりを進めていきます。

(3) 入所施設の利用状況

近年の施設入所者数は、ほぼ横ばいに推移しており、令和5年12月末現在で15人となっています。そのうち、3人が町内の障害者支援施設「滝上リハビリセンター」に入所されています。なお、道内における入所施設は、令和5年4月現在、200施設となっています。また、施設入所者数は令和5年3月で9,354人となっており、令和2年3月の入所者数と比較すると204人の減となっています。

(4) 居住支援の状況

道内における令和5年3月現在の居宅支援の利用者は、14,926人となっており、令和2年3月現在の利用者数と比較し、2,737人増加しています。

町内ではグループホーム及びケアホームが整備されていないことから、入所施設や病院から地域生活へと移行を希望される方に対する居住支援においては、近隣市町村はもとより、オホーツク圏域外の市町村における整備状況などの情報を把握し、利用者が必要とする情報を提供できるよう努めなければなりません。

(5) 一般就労への移行状況

令和3年度における道内の福祉施設から一般就労への移行者数は1,043人となっており、平成17年度実績(105人)と比較し、9.9倍の増加となっています。また、法定雇用率が適用される道内の民間企業(3,889社)の障がい者の実雇用率は2.37%であり、全国平均(2.20%)を上回っていますが、法定雇用率を達成している企業の割合は50.1%(1,950社)に留まっており、障がい者の雇用情勢は大変厳しい状況にあります。なお、本町が援護する障がい者で、障害者総合支援法施行以降、令和5年3月までに福祉施設から一般就労への移行ケースはありません。

3 障がい者等の生活課題

(1) アンケート調査の実施

令和5年度地域で繋げる障がい者就労バトン事業「子育てミーティング～ペアレントメンターと語る親の思い～」において、発達障がいのある子を持つ親等が抱える子育ての不安、悩みや困りごとについてアンケート調査を実施しました。

●アンケート調査の概要

- ・調査対象者：小中学校特別支援学級在籍児の保護者、発達支援センターへ通所している児童の保護者、発達障がいの診断を持つ児童の保護者、障がい者当事者及び保護者会の会員
- ・対象者数：22人
- ・回答者数：9人（回答率41% 各設問複数回答可）
- ・調査期間：令和6年1月～2月

★ 設問1. 暮らしについて

あなた（またはあなたの家族）が、これからも滝上町で暮らすとき、どんなことができるの良いと思いますか？

- ・困りごとを相談できるところが欲しい・・・4人
- ・希望するサービスを受けられるようにしたい・・・1人
- ・お金についての支援をしてほしい・・・1人
- ・まわりのひとに、もっとわたし（またはわたしの家族）のことを理解してほしい・・・2人
- ・その他・・・3人

日中作業所のような所があると良い。

子どもの現状に応じ受けられるサービスの助言体制の整備。

デイサービスを受けられるようにして欲しい。

★ 設問2. 外出するときのことについて

昼間、お仕事や買い物などで外に出るときに、困っていることはなんですか？

- ・移動手段が使いにくい（好きな時にすぐに使えない、バスなどの乗り降りがつらいなど）・・・2人
- ・サポートしてくれる人がいない・・・2人
- ・バス代などでお金がたくさんかかってしまう・・・2人
- ・多機能トイレなどの設備が不十分。配慮が足りないなど利用しづらい・・・1人
- ・周りの人の目が気になってしまう・・・1人
- ・その他・・・1人

ほぼ家で過ごしている。

★ 設問3. 情報収集について

あなた（またはあなたの家族）が障がいのサービスに関する情報を知りたいと思ったとき、どうやって調べることが多いですか？また、どんなものから分かるようになると良いと思いますか？

- ・町の広報誌や回覧・・・1人
- ・ホームページなどのインターネット・・・5人
- ・家族や親せき、友人や近所の人・民生委員など・・・1人
- ・病院の先生や職員さん・・・3人
- ・相談支援事業所の職員など専門家のひと・・・3人
- ・保健師さんや福祉係など役場のひとから聞く・・・4人

★ 設問4. 障がいのあるお子さんへの支援について

お子さんと滝上町で暮らすうえで、してほしいことや、出来たらいいのにと感じることはなんですか？

- ・子どもが大人になったとき、町内で安定して働くことができる場所がほしい・・・2人
- ・町外の高校（紋別市以外）などに通うときの交通手段を確保してほしい・・・1人
- ・子どもが受けられる福祉サービスや年金、手帳の取得についての情報を詳しく教えてほしい・・・2人
- ・日常生活においてよりよいコミュニケーション図るための支援をしてほしい・・・2人
- ・障がいのあるお子さんをもつ保護者同士でもっと悩みごとや困りごとを相談できるような機会がほしい・・・1人

★ 設問5. 働くことについて

あなた（またはあなたの家族）が働くうえで（または働くとしたら）、どんな環境だと安心して働けますか？

- ・ 正社員ではたらき、毎日決まった時間と仕事内容をして、安定した給料がもらえる・・・4人
- ・ 体調や気分がよくないときに休めたり、はたらく時間を短くしたりすることができる・・・3人
- ・ 最初から働くのは心配なので、じゅうぶんに仕事を教えてくれたり、まずはお試しで仕事ができたりする機会がほしい・・・5人
- ・ 施設のようなところに住みながら、施設で行っている作業をやりたい・・・1人
- ・ 交通費をあまりかけずに、町外の事業所や会社ではたらく・・・1人
- ・ 自分に合った作業のやり方や苦手なことについて、相談できる人がいる職場・・・3人
- ・ 自分の都合や体調に合わせて、レクリエーションや軽作業ができる施設があればいい・・・1人

★ 設問6. その他伝えたいこと

伝えたいことや思いなど、ございましたら自由に書いてください。

- ・ 親が亡くなった後、障がいを持った子がどうやって生きていくかが心配。
- ・ 見た目ではわかりにくく障がい（発達障害など）だと、なかなか理解されにくい場面がまだまだたくさんあるように思う。
- ・ 障がいに対する知識のある人が増え、困りごとがあった時に「じゃあどうしたら良いか」を一緒に考えてくれる人が身近にいる社会になってくれたら生きやすくなると思う。

【アンケート集計結果から見えるニーズや地域課題等】

暮らし	<ul style="list-style-type: none">・ 困りごとを相談できる場所があれば・ 日中の活動場所（作業所やデイサービス）があれば	ニーズ
外出	<ul style="list-style-type: none">・ 移動手段が使いにくい・ サポートしてくれる人がいない	地域課題
情報収集	<ul style="list-style-type: none">・ インターネットによる検索・ 行政職員や相談支援事業所職員などの専門家から	現状
障がい児支援	<ul style="list-style-type: none">・ 将来、町内で安定して働くことができる場所の確保・ 福祉サービス情報が容易に取得できるツール・ 子どもとのよりよい関係づくりに向けたコミュニケーション支援	ニーズ
就労	<ul style="list-style-type: none">・ 規則的な時間・内容で安定した収入を得られる仕事・ 働く前に十分な指導を受けたり、体験就労ができる機会	ニーズ

アンケートの結果から、町内の障がい者やその家族が町内で暮らすうえで、上記のようなニーズや課題等があることが見えてきました。

(2) 子育てミーティングにおいて、参加者から寄せられた声の紹介

令和6年3月2日に実施した子育てミーティング（令和5年度滝上町地域で繋げる障がい者就労バトン事業 ペアレントミーティング事業）に参加した発達障がいなどがある子を持つ親やその家族の方に「滝上町で暮らすためにあったらいいサポートや、不安ごと」について伺いました。

・ 障害があるからこそ、早い時期から物事を決めないといけないという雰囲気があり不安を感じる。

・ 学校に上がると自分で選んだり決めたりしなきゃいけないルールがたくさん出てくる。ルールの使い分け、考える力が必要と感じる。

・ 親も「どうしてだろう？」という時に教えてくれる人、何か聞けたりする人がいると助かる。周りを巻き込む力が必要。

・ 発達障がいについての理解が浸透していない。自立して社会に出た時、診断があることで暮らしはどのようになるのか？暮らしやすい社会を望む。

・ 子ども同士の繋がりだけではなく、親の繋がりも大事。

・ 行政にできる事は限られるかもしれないが、子ども達が将来生きていけるよう切れ目なく支援して欲しい。

・ 療育手帳があるかないかで、何か困ったときに支援を受けるか受けないかで大きく違いが出るんじゃないか不安。

・ 本人が困りごとを感じていないのはそれだけ見通しを立てられていないということ。周りが気づいてあげることも大事。

第3 令和8年度の国の基本指針に沿った成果目標

1 成果目標の内容

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、国で示している成果目標を本計画で設定します。それぞれの成果目標の概要は次のとおりです。

① 施設入所者の地域生活への移行	障害者支援施設等に入所している方が意思決定支援を受けながら、グループホームや一般住宅等に居住する地域生活への移行を目指します。また、障がい者の重度化・高齢化に対応した専門的ケアの実施体制や、障がいへの理解促進するための地域交流機会の確保についても、求められています。
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	医療・障がい福祉・介護・住まい、社会参加（就労）・教育・地域の助け合いが包括されたケアシステムを構築し、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせる環境の整備について検討します。
③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制である、地域生活支援拠点等の在り方について地域の状況を勘案した上で検討を行います。
④ 福祉施設から一般就労への移行等	障がい者の意欲や能力（適性）に応じ、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を通じ、就労継続支援 A 型事業所や就労継続支援 B 型事業所といった福祉的就労から一般就労に向けての移行を支援していくものです。また、障害者就労施設等からの物品等調達についても取り組みます。
⑤ 障がい児支援の提供体制の整備	専門機関である児童発達支援センターと連携した支援の拡充を検討するとともに保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供できる体制の構築を図ります。

⑥ 相談支援体制の充実・強化	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施できる体制の整備を目指します。
⑦ 障がい福祉サービス等の質の向上	障害福祉サービス等が多様化する中で、行政職員は障がい者総合支援法に係る制度について十分に理解し、利用者本人の状況について把握を行いながら、利用者が必要とする障がい福祉サービス等を受けられる支援体制を整備します。

2 成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本町では地域生活移行として、施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者の削減目標値を下表のとおり設定します。

施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者の削減目標

項目	数値	備考
入所者数	15人	令和5年12月末の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	1人 (6.7%)	令和5年12月末の施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する人の目標値（国の目標値6%）
【目標値】 減少見込数	1人 (6.7%)	令和5年12月末の施設入所者のうち、令和8年度末までの施設入所者数の削減目標値（国の目標値5%）

※割合は令和5年12月末の施設入所者数で除した値

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国では、令和8年度における精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上、入院3カ月時点の退院率を68.9%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%としています。

本町では、当事者の希望や状況を勘案し各関係機関と連携しながら地域で暮らしていけるよう支援するとともに、近隣市町村と情報交換や、連携を図り、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築について検討します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の高齢化、障害の重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等の面的な体制整備、機能強化を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本町では、就労移行に係る目標値として、一般就労への移行者数を次の通り設定します。

項 目	数値	備 考
令和4年度移行者数	0人	令和4年度末の一般就労移行者数
【目標値】 一般就労移行者数*	1人	就労移行支援事業等を通じて、令和8年度末までに一般就労に移行する方の目標値 (国の目標値：令和3年の実績の1.28倍以上)

また、障害者就労施設等からの物品調達について、滝上町障がい者優先調達推進方針に基づき、以下のとおり目標を設定します。

項 目	調達数	備 考
令和4年度調達実績	1	滝上町における令和4年度の障害者就労施設等からの物品調達回数
【目標値】 令和8年度物品等調達回数	1	滝上町における障害者就労施設等からの物品調達を、毎年度一回以上行うとして目標値を設定

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

国では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに各市町村又は各圏域に、1箇所以上の児童発達支援センターの設置を基本とし、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築が求められています。

本町においては、児童発達支援センター「西紋こども発達支援センター」を地域の中核支援機関として位置づけ、必要に応じて難聴児や重症心身障がい児への支援体制についても各関係機関と連携し検討します。

また、障がい児の健やかな育成を支援するため、早期から地域で支援できるよう、本児のライフステージに沿って各関係機関同士で連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供できるような体制を構築します。

(6) 相談支援体制の充実・強化

国では、令和8年度末までに市町村又は各圏域において、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制整備や訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業者の人材育成や地域相談機関との連携強化の取組を行う体制を強化することとしています。

本町では、当事者のニーズや個別ケースに応じて、その都度各関係機関等と連携しながら相談機能体制を強化し、対応していきます。課題を把握し、横につなげていく障がい福祉のワンストップ体制を維持し、既存の制度では対応しきれない制度の狭間の支援にも対応していきます。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

サービス利用者である障がい者に、適切で良質なサービスが提供されるよう、道が実施する障がい福祉サービスに係る研修等に本町職員が毎年度1人以上参加し、援護者として専門的知見の習得及び制度に対する理解を深めるよう努めます。

第4 サービス量の見込量と確保のための方策

1 サービス量の基本的な考え方

サービスの必要見込量（支給量）は、地域の実情やニーズに基づき、令和4年度の実績や住民の意見を勘案して設定しました。

また、地域の実情に応じて障がい者の生活を支えるための体制づくりを推進する「地域生活支援事業」についても、見込量を設定しています。

2 介護給付・訓練等給付見込量

（1）訪問系・その他サービス

【サービス見込量】

	令和5年3月分 実績	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援 (時間)	13	20	20	20
短期入所 (人日)	54	65	65	65

【サービス量確保のための方策】

本町の訪問系サービスの利用状況については、居宅介護・行動援護の利用が主なものとなっています。障がい者が必要なサービスを適切に利用できるよう、事業所や相談支援事業所と連携を図り、サービス提供量の維持、確保、サービスの質の向上に努めます。

令和4年度末は、新型コロナウイルス流行の影響を受けて利用時間が少なくなっています。令和6年度以降は、例年どおり支給量が見込まれると予測しています。

(2) 居住系サービス

【サービス見込量】

(単位：人)

区 分	令和5年3月分 実績	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
共同生活援助	12	13	13	13
施設入所支援	16	15	15	15
合 計	28	28	28	28

【サービス量確保のための方策】

本町には共同生活援助施設はなく、また施設入所支援事業所は滝上リハビリセンターのみとなっています。他市町村と連携を図り、適切なサービスの支給や施設入所に向けた支援や、サービス利用希望者への情報提供を行います。

(3) 日中活動系サービス

【サービス全体の利用者見込量】

(単位：人)

区 分	令和5年3月 分実績	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
療養介護	3	3	3	3
生活介護	22	23	23	23
就労選択支援【新】	—	—	1	1
就労継続支援（A型）	1	1	1	1

就労継続支援（B型）	5	6	6	6
合 計	31	33	33	33

【サービスの種類ごとの利用見込量】

区 分	令和5年3月分 実績	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
療養介護（人）	3	3	3	3
生活介護（人日）	501	529	529	529
就労選択支援（人日）【新】	—	—	23	23
就労継続支援A型（人日）	21	23	23	23
就労継続支援B型（人日）	112	138	138	138

【サービス量確保のための方策】

本町には、就労継続支援等の事業所がありませんが、障がい者就労を積極的に進めるため、事業所がある他市町村との連携を図り、サービス提供の確保に努めます。

また、就労選択支援は、令和7年度より制度創設が予定されています。

3 相談支援見込量

【サービス見込量】

(単位：人)

	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援 (実利用者数)	41	38	38	38

【サービス量確保のための方策】

本町には、指定特定相談支援事業所が1箇所あり、障がい者やその家族などが気軽に相談できるよう連携して、相談支援体制の充実・人材育成に努めます。

4 障がい児への支援見込量

【サービス見込量】

区 分	令和5年3月分 実績	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
児童発達支援 (人日)	6	10	10	10
放課後等デイサービス (人日)	3	7	7	7

区 分	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援 (実利用者数)	9	10	10	10

【サービス量確保のための方策】

本町には、障がい児への支援事業所が無いいため、西紋こども発達支援センターへ通所しています。今後も当該センターと連携し、障がい児童への支援体制の充実を図ります。

5 地域生活支援事業の見込量

【サービス見込量】

事業名	令和4年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	地域で繋げる 障がい者就労 バトン事業	地域で繋げる障がい者就労バトン事業		
自発的活動支援事業	障がい者等 ふれあい サロン (年21回)	障がい者等ふれあいサロン (年24回)		
相談支援事業	—	—	—	—
成年後見制度利用支援 事業	0人	1人	1人	12人
成年後見制度法人後見 支援事業	—	—	—	—
意思疎通支援事業	—	—	—	—

事業名	令和4年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等 事業	介護・訓練 支援用具 0件	介護・訓練 支援用具 0件	介護・訓練 支援用具 0件	介護・訓練 支援用具 0件
	自立生活 支援用具 1件	自立生活 支援用具 1件	自立生活 支援用具 1件	自立生活 支援用具 1件
	在宅療養等 支援用具 1件	在宅療養等 支援用具 0件	在宅療養等 支援用具 0件	在宅療養等 支援用具 0件
	情報・意思 疎通支援用具 0件	情報・意思 疎通支援用具 0件	情報・意思 疎通支援用具 0件	情報・意思 疎通支援用具 0件
	排泄管理 支援用具 43件	排泄管理 支援用具 84件	排泄管理 支援用具 84件	排泄管理 支援用具 84件
	居宅生活活動 動作補助用具 0件	居宅生活活動 動作補助用具 1件	居宅生活活動 動作補助用具 1件	居宅生活活動 動作補助用具 1件
	—	—	—	—
手話奉仕員養成研修 事業	—	—	—	—
移動支援事業	実利用者数 2人 延べ利用時間 103時間	実利用者数 4人 延べ利用時間 92時間	実利用者数 4人 延べ利用時間 92時間	実利用者数 4人 延べ利用時間 92時間
地域活動支援センター 機能強化事業※	—	—	—	—

事業名	令和4年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数 1人	実利用者数 1人	実利用者数 1人	実利用者数 1人

※紋別市「地域活動支援センターつばさの会」へ運営費助成を行っています。
町内では実施なし。

【サービス量確保のための方策】

- ① 理解促進研修・啓発事業については、障がい・就労等に関する研修会の開催・発達支援アドバイザー招聘等の事業を実施しています。
- ② 自発的活動支援事業については、障がい者の生活適応能力の回復及び促進、社会性の向上並びに自立を図ることを目的としたサロン事業を実施します。
- ③ 日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業について、利用者のニーズに対応するため引き続き事業の確保に努めます。
- ④ 成年後見制度利用支援事業として、判断能力が十分ではない障がい者の保護を図る為、成年後見制度における町長による後見等開始審判請求及び、費用負担が困難な者への制度利用に係る費用の助成を行い、障がい者の成年後見制度の利用支援を推進します。
- ⑤ 相談支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については、現在実施する予定はありませんが地域ニーズ等に応じてその都度実施を検討します。
- ⑥ 意思疎通支援事業については、現在本町でのニーズは把握できておりませんが、今後支援を必要とする方がいた時に利用できるよう、実施について検討します。また、手話奉仕員養成研修事業については、町社会福祉協議会やボランティア団体等と連携しながら、地域で手話翻訳や要約筆記の人材育成ができるよう努めます。

第5 基本理念に基づく本町の推進施策

1 令和8年度に向けた基本目標

本計画の「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる参加型社会の実現」という基本理念に基づき、本計画において、①「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会づくり」、②「障がい者本人が希望する暮らしの実現」を基本目標とし、地域において安心して障がいを持つ方やその家族が暮らすことができるよう、当事者の自己決定の尊重と、その意思決定支援に配慮するとともに、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスが提供できるよう地域の関係者が連携・協働する「地域づくり」を推進します。

令和8年度に向けた基本目標

- ①「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会づくり」
- ②「障がい者本人が希望する暮らしの実現」

2 基本目標達成のための具体的な推進施策

上記で示した基本目標達成のため、町内の障がい者の困り事の解消やニーズに対応できるような具体的な推進施策について示します。

(1) 障がい者が暮らしやすい地域づくり

町内の障がい者が暮らしやすい地域を実現するために、生活上の課題として声が寄せられた、「気軽に困りごとなどを相談できる環境づくり」や「希望する暮らしを送るための支援」、「障がいについての理解促進」について取り組みます。

【「障がい者が暮らしやすい地域づくり」の推進施策】

- ① 保健福祉課が障害福祉に関するワンストップ相談窓口となって支援を行うと共に、必要に応じて相談支援事業所等の専門機関等と連携して対応します。また、相談対応する職員の専門的知識の習得及び各種制度の理解・把握に努めます。
- ② 障がい者が町内で生活できるよう、障がい者やその家族のニーズの把握に努め、生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進、ライフサイクルを通じた一貫した支援を行います。
- ③ 民生児童委員や指定相談支援事業所と連携し、地域の障がい者やその家族からの相談に対応します。
- ④ 広報・啓発活動を通じた情報発信、「地域で繋げる障がい者就労バトン事業」での展示やセミナー等で、障がいや障がいのある人に対する正しい理解の促進を図り、誰もが地域の一員として共に支え合う地域づくりに取り組みます。
- ⑤ 北海道障がい者条例、障がい者虐待防止法や障がい者差別解消法などに基づく制度や、ヘルプマークやヘルプカードについて、普及・啓発活動を図ることで障がい者への援助・配慮を促します。
- ⑥ 地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りを通じた地域共生社会を推進するため、インフォーマルサポートへの理解促進のための取組みを推進します。
- ⑦ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、町内におけるひきこもりの方の把握に努め、必要に応じて相談の受付や訪問等の支援を行います。
- ⑧ 災害時においても安心して生活が送れるよう災害時避難行動要支援者に関する情報を整備し、災害時における安否確認や、個々の障がいに対応した避難支援体制に努めます。また、福祉避難所や福祉避難スペースの充実を図るとともに、特に配慮が必要な「滝上町地域防災計画」にある重要警戒区域に居住する障がい者に対する災害時の個別避難計画の策定を検討します。

(2) 障がい児が健やかに育つ環境づくり

障がいを持つ児童が地域で健やかに成長するためには、「児童のライフステージに合わせた切れ目のない支援」や、「障がい特性に応じた早期の支援」が重要です。

また、アンケート調査や子育てミーティングにおいて、障がいを持つ児童の保護者からは「保護者同士で悩みごとや困りごとを相談できる機会づくり」、「進学の際、支援継続のための引継ぎをもっと細かく一貫性のあるものにして欲しい」、「地域住民が障害について理解を深める機会をもっと増やして欲しい」や「日中過ごせる場所の整備」などが求められており、これらのニーズへの対応について地域の状況を踏まえながら検討を行う必要があります。

【「障がい児が健やかに育つ環境づくり」の推進施策】

- ① 地域で繋げる障がい者就労バトン事業により、保健・保育・教育・福祉等の関係機関の連携強化や学校間の引継ぎ体制の整備に取り組み、町内において切れ目のない障がい児支援を提供できる体制整備を推進します。
また、児童の成長に合わせた適切な支援を行えるよう、支援者に対する研修も実施します。
- ② 発達の遅れや障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、母子保健サービスや子育て支援等による相談支援を実施し、より専門的な支援が必要な場合は、児童相談所や西紋こども発達支援センター等の専門機関による支援へ繋がります。
- ③ 子育て世代包括支援センターを中心として、一元的に子育てに関する相談支援を行います。
- ④ ペアレントメンターを招聘し、悩みや困り事を保護者間で共有する場を設けます。

(3) 障がい者が安心して就労できるまちづくり

地方公共団体には、責務として「自ら率先して障害者を雇用すること」「障害者の雇用について、事業主その他国民一般の理解を高めること」等が法律（障害者雇用促進法第6条）で規定されています。

障がい者が安心して自立した生活を送るためには、就労も重要な課題となります。本町には福祉的就労の場がなく、また、障がい者雇用に関する理解や取組みが十分に進んでいないという課題が従来からあります。

【「障がい者が安心して就労できるまちづくり」の推進施策】

- ① 町内企業の障がい者雇用に対する理解が深まるよう、障がい者就労についての研修会を実施します。
- ② 障がい者の社会性の向上や自立を図るため、ふれあいサロンで地域住民と交流をしながら軽作業等を行う事で、社会参加の場と作業体験の機会づくりを図ります。
- ③ 町外の就労支援事業所等に通所する障がい者やその家族の負担を軽減するために、交通費の補助を行います。
- ④ 就労している障がい者の相談を受け付け、必要に応じて障がい者就業・生活支援センター等の専門機関に繋がります。
- ⑤ 障がい者が町内で就労して生活できる地域の在り方について、地域の実情を踏まえながら模索していきます。

(4) 障がい者（児）の支援事業（町独自事業）

障がい者（児）の地域における生活等を支援するため、本町の障がい福祉施策として各種事業を実施し、障がい者福祉の向上を推進します。

【障がい者の支援事業】

事業名	事業内容	対象
ハイヤー乗車料金助成事業	対象となる障がい者に、ハイヤーの基本料金相当額を次の区分により支給する。 (1) 滝上市街地区より 2 km から 6 km 未満：月 2 回分 (2) 滝上市街地区より 6 km 以上：月 3 回分	(1)身体障害者手帳の交付を受けた者であって、次のア、イのいずれかに該当する者 ア.障害の等級が1級及び2級の者 イ.視覚、下肢及び体幹障害の等級が3級の者 (2)療育手帳の交付を受けた者 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害等級1級の者
バス無料乗車証交付事業	対象となる障がい者に、町内を運行する路線バスの町内運行区間で利用できる無料乗車証を交付する。	(1)身体障害者手帳の交付を受けた者であって、次のア、イのいずれかに該当する者 ア.障害の等級が1級及び2級の者 イ.視覚、下肢及び体幹障害の等級が3級の者 (2)療育手帳の交付を受けた者 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害等級1級の者
在宅生活支援事業	定期的な訪問サービスが必要な障がい者のいる世帯等を対象に訪問し、次のサービスを実施する。 ア. 会話を通じて健康状態等を確認 イ.防犯、火気、ガス等の安全確認	定期的な訪問が必要と認められる障がい者のいる世帯

事業名	事業内容	対象
人工透析通院 困難患者移動 支援事業	町外の医療機関で人工透析を受ける要介護認定者が、介護保険タクシーや家族等の送迎による移動手段を確保できない場合に、通院に要するハイヤー乗車料金の一部を助成する。	身体障害者手帳を取得し人工透析を受ける要介護認定者
在宅障がい者 通所交通費助 成事業	町内の障がい者及びその家族に対し、町外の障害者施設等への通所に要した交通費の一部を助成する。	(1)路線バス、障害者施設等が通所のために運行する有料送迎バス、自家用車、その他町長が認める移動手段を利用して町外の障害者施設等へ通所する障がい者 (2)町外の障害者施設等へ通所する障がい者を自家用車で送迎する家族
地域支え合い 除雪費助成事 業	高齢者及び障がい者で自力での除雪が困難で、かつ、親族(三親等内に限る)から労力による援助又は経済的な援助が受けられない世帯に対し、住居等の除雪に要する費用について、一世帯当たり助成対象費用の2分の1(2万円を上限)を助成する。	(1)身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた者のいる世帯 (2)身体障害者手帳の視覚、上肢、下肢及び体幹機能障害で3級の交付を受けた者のいる世帯 (3)療育手帳の交付を受けた者のいる世帯 (4)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯 ※施設入所者及び長期入院者(概ね6箇月以上)のみの世帯は除く

事業名	事業内容	対象
緊急通報システム運用事業	在宅の一人暮らし障がい者等に急病や事故等の緊急事態が発生した際、電話回線を通じて協力員に連絡し、迅速に対応するための緊急通報システムを利用申請者の自宅に設置する。	ひとり暮らしの身体障害者で、緊急時における行動が困難な者
自動車改造費助成事業	身体障がい者が自立更正を目的に自動車を改造する場合、自動車の操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費に対して助成する。	身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級又は2級の肢体不自由者であって、自立更正を目的に、自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者

【障がい児の支援事業】

事業名	事業内容	対象
ことばの遅れを有する児童等矯正通所費補助	ことばの遅れのある子どもの健全な育成と福祉向上を目的として、ことばの遅れの矯正のために施設へ通所した際の交通費の一部を補助する。	施設に通所する乳幼児期から学童期のことばの遅れを有する児童等及び付添のために同行したその保護者

<p>軽度・中等 度難聴児補 聴器購入費 等助成事業</p>	<p>聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児の福祉向上を図ることを目的として、難聴児の補聴器の購入又は修理に係る費用の一部を助成する。</p>	<p>次のすべてに該当する難聴児 (1)両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象外である (2)中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、治療による聴力の回復が見込めない (3)補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する</p>
--	---	--

(5) 地域の障がい福祉人材の確保

全国的に介護福祉人材が不足している中、本町でも介護福祉施設における人材確保は喫緊の課題であります。

【「地域の障がい福祉人材の確保」の推進施策】

- ①「滝上町福祉人材確保修学支援事業」により、介護福祉人材の確保を目的とした修学資金貸付事業を実施する町内の障害者支援施設に対し、事業に要する経費の一部を補助します。
- ②「外国人介護福祉人材育成支援事業」により、町内の障害者支援施設における外国人介護福祉人材の確保を支援します。
- ③介護福祉人材の発掘、求職者とのマッチング、定着支援などを一本化してできる体制整備を検討します。